

伝統工芸産業の海外展開推進支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

生活様式の変化等により国内市場が縮小するなか、海外展開に取り組む事業者の裾野拡大に向けた伝統産業事業者向けの海外展開促進セミナーの開催や、海外バイヤーとの人脈構築に向けた海外バイヤーの招請、それに合わせた商談会の開催等により本県及び富山県、福井県の伝統工芸事業者の海外展開の推進を図る。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

伝統工芸産業の海外展開推進支援業務

(2) 業務内容

別添「仕様書(案)」のとおり

(3) 期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)までとする。

(4) 委託費用

5,000千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以内

3 参加資格

参加者は、以下の条件をすべて満たしていること

- ① 日本国内に本社、支社または営業所を有する法人であること
- ② 応募時点で、石川県競争入札参加者資格の資格を有する者であること
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- ④ 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと
- ⑤ 参加申込書及び企画提案書受付期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること(ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす)
- ⑥ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、

同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 石川県の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、未納がない者であること

4 業務の実施方法

業務実施にあたっては、業務委託仕様書に基づいて行うこととするが、より効果的に実施するための企画提案を行うこと。

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月23日(水)正午必着

(2) 提出方法

質問票【様式1】を電子メールにより提出し、送付後必ず電話で着信確認を行うこと。件名は、「伝統工芸産業の海外展開推進支援業務委託募集への質問」とすること。

(3) 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎12階

石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室

電話番号：076-225-1526

メールアドレス：densan@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 質問の回答

電子メール

なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、公募型プロポーザル参加申込書提出者に周知する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問、電話での質問は受け付けない。

6 参加申込書の提出等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月29日（火）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

① 参加申込書【様式2】〈1部〉

② 誓約書【様式3】〈1部〉

③ 事業者概要書【様式4】〈5部〉

※直近3カ年（令和3～5年度）の決算書、定款、役員名簿、パンフレット等も各1部提出すること。

④ 石川県が発行する納税証明書（写し可）〈1部〉

※石川県の県税の納税義務を有する者のみ提出すること。

※提出日の3か月以内に発行されたものを提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「伝統工芸産業の海外展開推進支援業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

上記5（3）に同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(5) 参加の辞退

参加申込書【様式2】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式5】を提出すること。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年8月4日（月）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

① 企画提案書〈正本1部、副本9部〉

※企画提案書は、A4又はA3横、横書き、左綴じとし、表紙に「伝統工芸産業の海外展開推進支援業務委託提案書」と記載すること。正本は余白に会社名を表示し、副本には企画提案書内に会社名を表示しないこと。

② 見積書（様式任意）〈1部〉

※留意事項

- ・宛先は「石川県知事 馳 浩」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。(各項目の時間、単価が判断できる内容とする)
- ・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。
- ・見積額が2(5)委託費用を上回った場合は、審査の対象としない。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「伝統工芸産業の海外展開推進支援業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

上記5(3)に同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1案とする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。

8 審査方法

(1) 選定基準

県が別途定める審査委員会において、別紙「企画提案審査採点表」の審査項目に従って、提出された企画提案書等について評価を行い、委託業者1者を選定する。

(2) その他

- ①本企画提案の応募に係る経費はすべて提案者の負担とする。
- ②提出された書類は返却しないものとする。
- ③審査結果は速やかに全参加者に通知する。

9 委託契約の締結について

- (1) 選定された業者との間で、別添の業務委託仕様書に記した業務を一括して委託するための委託契約を締結する。委託料及び契約の詳細については、業務委託仕

様書に定めるもののほか、別途協議して決定する。

(2) 本事業に関する重要な事項については、その都度、県の指示に従い、業務を遂行するものとする。

10 問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室 担当：本谷・山元

電話番号：076-225-1526

メールアドレス：densan@pref.ishikawa.lg.jp

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎12階

伝統工芸産業の海外展開推進支援業務委託【質問票】

令和 年 月 日

質 問 票

1 質問者

事業者(共同企業体)名： _____

担当者職・氏名： _____

電 話 番 号： _____

F A X 番 号： _____

E - m a i l： _____

2 質問事項

項目		
内容		
項目		
内容		
項目		
内容		

※送付先 石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎12階
TEL 076-225-1526 (直通)
メールアドレス：densan@pref.ishikawa.lg.jp

伝統工芸産業の海外展開推進支援業務委託
【公募型プロポーザル参加申込書】

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

伝統工芸産業の海外展開推進支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び仕様書の内容を了解し、募集に参加したいので関係書類を添えて申し込みます。

1 単独企業の場合

事業者名	
代表者職氏名	
所在地	

2 共同企業体の場合（記入欄が不足した場合は記入欄を追加し、全ての共同企業体構成企業について記載してください。）

共同企業体名	
代表構成員名	
代表者職氏名	
所在地	

構成員名	
代表者職氏名	
所在地	

構成員名	
代表者職氏名	
所在地	

3 担当者連絡先

事業者名		部署名	
役職名		氏名	
郵便番号		所在地	
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			

誓 約 書

令和 年 月 日

石川県知事

馳 浩 様

事業者名： _____

所在地： _____

代表者職氏名： _____

以下の資格要件は、事実と相違ないことを誓約します。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ・ 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと
- ・ 参加申込書及び企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす
- ・ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

伝統工芸産業の海外展開推進支援業務委託
【事業者概要書】（共同企業体の場合は構成員ごとに記載）

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地	本社	住所
		電話番号
	(県内支社等)	住所
		電話番号
設立年月日	本社	年 月 日
	(県内支社等)	年 月 日
資本金		
売上高 (会計年度)	令和3年度	
	令和4年度	
	令和5年度	
従業員数	本社	人
	(県内支社等)	人
事業内容		
窓口担当者	所属	
	職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

※留意事項 直近3カ年（R3～5年度）の決算書を提出すること。
定款、役員名簿、パンフレット等も提出すること。

総括責任者及び業務担当者（共同企業体の場合は、1種類で提出）

◆総括責任者

氏名	事業者名・役職	主な業務内容

◆業務担当者（主な担当者を全て記載）

氏名	事業者名・役職	主な業務内容

【様式5】

伝統工芸産業の海外展開推進支援業務委託
【公募型プロポーザル参加辞退届】

令和 年 月 日

石川県知事

馳 浩 様

事業者名： _____

所在地： _____

代表者職氏名： _____

伝統工芸産業の海外展開推進支援業務委託に係る公募型プロポーザルに参加申し込みをしましたが、都合により辞退します。

担当者連絡先

職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

※送付先 石川県商工労働部経営支援課伝統産業振興室
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎12階
TEL 076-225-1526 (直通)
メールアドレス：densan@pref.ishikawa.lg.jp